

本庁各課（室）長
議会事務局長
各種委員会事務局長
監査委員事務局長
教育長
警察本部長
関係公所の長

}

殿

出納局会計管理課長
(公印省略)

指定単価物品（公用車用燃料）単価表について（通知）

物品集約調達要綱（平成 17 年 3 月 29 日付け青経理第 233 号副知事依命通達）第 4 条第 2 項の規定により指定単価物品として調達する公用車用燃料について、契約の相手方及び契約単価を決定し、別添のとおり指定単価物品（公用車用燃料）単価表を作成したので、同要綱第 7 条の規定に基づき通知します。

また、執行に当たっては、下記の事項に留意してください。

記

1 適用期間

令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで

2 留意事項

物品集約調達要綱及び公用車給油カード取扱要領（平成 15 年 3 月 17 日付け青経理第 316 号出納局事務局長通知）を遵守すること。

※契約の相手方が変更になる地区（五所川原地区）で、現在、契約の相手方が発行した磁気カードを給油カードとして使用している場合は、適宜返却等の手続きを行うこと。

担当：物品調達グループ 太田
内線 4403
直通 017-734-9105
MAIL toru_ota@pref.aomori.lg.jp